

## 浜松版スマートタウン審査会設置要綱

### (設置)

第1条 市は、「浜松版スマートタウン」として、本市の温暖な気候を活用したエネルギー効率の良い優れたまちを掲げるとともに住宅・都市開発におけるスマートタウン化を促進するため浜松版スマートタウン審査会(以下「審査会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について審議し、調整する。

- (1) 浜松版スマートタウン開発事業の認証に関すること。
- (2) 浜松版スマートタウン開発事業の補助金交付に関すること。

### (組織)

第3条 審査会は、会長、まちづくり分科会、エネルギー分科会をもって組織する。

2 審査会の会長は学識経験者を、会員は各分科会から充てるものとする。

### (会長の職務)

第4条 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

### (会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、必要の都度、開催する。ただし、会長が特に認めた場合は、回議決裁によることができる。

3 審査会の会議は、半数以上の会員が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 審査会は、必要があるときは、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

### (事務局)

第6条 審査会に関する事務局は、都市整備部土地政策課及び産業部エネルギー政策課とする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。